

外部評議委員会に関する規則

日本 K-sports 連盟
令和 6 年 4 月 1 日公布

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日本 K-sports 連盟外部評議委員会（以下「外部評議委員会」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 外部評議委員会に委員長を置き、日本 K-sports 連盟会長の任命によって定める。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、外部評議委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する評議員がその職務を代理する。

(構成)

第 3 条 外部評議委員会は、次の各号に掲げる評議員で構成する。

(1) 委員長

(2) 常任委員会委員長

(3) 副会長

(4) 日本 K-sports 連盟職員ではない者で、かつ、委員長が有識者であると認める者

(5) その他委員長が必要だと認める者

2 日本 K-sports 連盟理事長及び理事、事務長は評議員となることができない。

(審議事項等)

第 4 条 外部評議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 競技規則に係る事項

(2) 運営方針に関する事項

(3) 常任委員会及び特別委員会の設置及び廃止並びに重要な変更に関する事項

(4) 理事会における人事に係る事項

(5) 競技大会における重要な事項

(6) 常任委員会による評議申立に関する事項

(議長)

第5条 外部評議委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。

2 議長は、外部評議委員会を主宰する。

(招集)

第6条 外部評議委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、評議員総数の5分の1以上共同して書面により要求があったときは、外部評議委員会を招集しなければならない。

(開会)

第7条 外部評議委員会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第8条 外部評議委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長又は2名以上の評議員が議題の表決に関し3分の2の多数決によることを提議し、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の3分の2の多数決によることができる。

(専門部及び特別委員会)

第9条 外部評議委員会に、必要に応じ、専門部及び特別委員会を置くことができる。

(評議員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めたときは、評議員の了承を得て、評議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

2 日本 K-sports 連盟所属職員（役員及び理事を含む、以下同じ。）及び競技役員は、前項による出席要求があった場合は、これに応じなければならない。

(評議結果)

第11条 外部評議委員会による評議結果は、様式第1に記入し、担当委員会及び理事会に提出しなければならない。

2 評議結果の種類は、次の各号に定める。

(1) 勧告

(2) 要改善

(3) 意見

(4) 通知

3 評議結果には、理由を付さなければならない。

4 評議結果に不服がある場合は、通知を受け取った日から起算して7日以内に異議申立をすることができる。

(雑則)

第12条 外部評議委員会に関する事務は、総務委員会において処理する。

第13条 この規程に定めるもののほか、外部評議委員会の議事の運営その他必要な事項は、外部評議委員会が定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、外部評議委員会の決議により行う。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

評 議 結 果 通 知 書

日本 K-sports 連盟会 長
同 理 事 会 理 事 長

外 部 評 議 委 員 会 委 員 長

令和 年 月 日開催外部評議委員会に於いて次のとおり決定をしたので通知する。

1 評議の名称	
2 審議事項等	第 4 条第 項に関する事
3 審議結果	
4 審議結果の理由	
5 第 8 条第 2 項の有無	
6 備考	

以 上